# 地震に備えよう!

抑えるために重要です。 なく、避難道や屋外へ避難する時間を確保するなど被害を最小限に れがあります。 昭和56年以前の木造住宅は、 木造住宅の耐震化は、 強い地震が起きた際、 生命や財産を守るためだけで 倒壊するおそ

支援を行っています。 市では、安心安全なまちづくりの一環として木造住宅の耐震化の

## 耐震化までの流れ

## 耐震診断をする

A

陥ることが無いかを調 評価します。 地震時に倒壊の危機に 地震に対する安全性を

## 補強計画を立てる

判定します。

す。 い強くするかを検討しま んな補強をし、どれくら 耐震診断に基づき、ど

#### Δ

## 耐震改修をする

向上を目的として、 工事を行います。 地震に対する安全性の 補強

## 市の支援内容

を行います。また、耐震改修に 行っています。 ついては、**改修費用の補助**を は、診断士の派遣と費用の補助 耐震診断と補強計画について

## ■平成27年度の募集戸数

●診断と計画合わせて

30戸

**7**戸

## |補助対象となる主な工事



### (診断と補強計画)

●耐震診断 )補強計画 3,085E 3,085円

個人負担

## 耐震改修の補助

#### 補助金額

●最大110万円

②特別加算額 ①通常補助額 最大80万円 (耐震改修工事費と①通常 (耐震改修工事費の23%以内) 最大30万円

補助額の差

## 補助対象の住宅

①昭和56年5月31日以前の建物

②木造住宅 (在来軸組工法) 伝統的工法、枠組壁工法)

※その他詳しい条件については ③ 3 階建て以下の1戸建て住宅 に供する併用住宅も可 (面積の1/2以上を住宅

お問い合わせください。

## 応募方法と募集期間

#### ▼募集期間 随時受付中

【耐震診断と補強計画】

【耐震改修補助

布します。市ホームページでも 申込用紙を7月27日側から配

※申し込みが多数の場合は8月 掲載します。 ▼募集期間 7月27日月~8月7日金 中旬に公開抽選予定の

### 問合せ・申込先

住宅政策課 Http://www.city.tsuruga.lg.jp/ 22 · 8 1 4

# 8月は「市民提案月間

# 市長への提案メール募集

を募集します。 案月間とし、貴重なご意見やご提案 づくりに生かそうと、8月を市民提 市では、市民の皆さんの声をまち

的なご意見、ご提案をお待ちしてい にしたい」「こんな施策があったら いいのに」など、皆さんからの建設 に役立てていきます。「こんなまち 部局に適切に伝え、今後の市政運営 いただいた提案メールは、担当の







こんなまち にしたい!

※ご本人の承諾のもと、公表可能なご のや誹謗、中傷は除きます) 報コーナーに1カ月程掲示します。 提案については、市役所1階市政情 示します。また公序良俗に反するも (住所、氏名など個人情報は伏せて掲

でに送付してください。(切手不 みの応募用紙にて、8月31日別ま

「広報つるが8月号」に折り込 ●● 応募方法 ●●●

また、市役所、図書館、市民福

## 〈問合せ・応募用紙以外

での応募先

ル」と明記してください

け付けます。(応募用紙以外での セス21」、FAX、メールでも受 に設置してある市民提案箱「アク 祉会館、総合運動公園、各公民館

応募の場合は、「市長への提案メー

∑ kouhou@ton21.ne.jp

# 臨時福祉給付金」のお知らせ

金」が支給されます。 の影響を緩和するため 平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、 昨年度に引き続き対象者に「臨時福祉給付 所得の低い方々へ

#### (支給対象者)

該当する方 次の①~④のすべての要件に

①平成27年1月1日現在で敦賀市 に住民登録がある方

くは、次号の広報

つるがや行政チャンネルで

お知らせします。

申請期間や申請

方法など、詳し

- ③平成27年度分の市民税(均等 ②平成27年度分の市民税 割)が課税されている方に扶 割)が課税されていない方 ( 均 等

養されていない方

④生活保護を受給していない方

### ★昨年度との違い

給付額が変更となり、年金 今年度の「子育て世帯臨時 算措置が無くなりました。 手当等の受給者に対する加 なる方にも支給されます。 特例給付金」の支給対象と

※市県民税の申告をしていない があります。 要なお知らせが届かない場合 と対象にならなかったり、必

#### 【支給額】

対象者1人につき 6,000円

#### 搾取にご注意ください! 振り込め詐欺や個人情報の

所か警察署(☎25・0110) や郵便があった場合は、市役 とはありません。不審な電話 ATMの操作をお願いするこ に相談してください。 市役所や厚生労働省などが 臨時福祉給付金に関して、

#### 問合せ先

(支給に関すること) 事業実施本部 敦賀市役所 臨時福祉給付金

**2**2 · 5080

厚生労働省

(制度に関すること)

**2**0570·037·192